平成22年５月18日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
17317	グリーンフィールド水和剤	東京都中央区日本橋一丁目２番５号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　神山洋一

平成22年５月19日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
19979	オルトランカプセル	東京都中央区明石町８番１号　アリスタ　ライフサイエンス株式会社　代表取締役　ルドルフ・ファンハウテン

平成22年５月20日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
14298	サターンバアロ粒剤	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　取締役社長　望月信彦
14300	サンケイオリゼメート粒剤	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明
18130	トクチオン細粒剤Ｆ	東京都中央区明石町８番１号　アリスタ　ライフサイエンス株式会社　代表取締役　ルドルフ・ファンハウテン
18131	サニーフィールド乳剤	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１　日産化学工業株式会社　取締役社長　木下小次郎

平成22年５月23日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21964	センチネル顆粒水和剤	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　村田興文
21965	パッチバスター	東京都千代田区神田須田町二丁目５番２号　丸和バイオケミカル株式会社　代表取締役社長　河村充雅
21966	ホクコーブルースカイＡＬ	東京都中央区日本橋本石町四丁目４番20号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　丸山孝雄
21967	ＨＪブルースカイＡＬ	大阪市淀川区宮原四丁目１番９号　株式会社　ハイポネックス　ジャパン　代表取締役社長　村上恭豊

平成22年５月25日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21287	ホクコーブルーザスミチオン粉剤ＤＬ	東京都中央区日本橋本石町四丁目４番20号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　丸山孝雄
21288	ホクコーブルーザスミバッサ粉剤ＤＬ	〃
21289	グラスジャックＳ粒剤	東京都中央区日本橋小伝馬町10番11号　株式会社日本グリーンアンドガーデン　代表取締役社長　樫田雅好
21290	フレピオン液剤	東京都港区東新橋一丁目５番２号　三井化学アグロ株式会社　代表取締役社長　金井健彦
21291	ナメジゴクプロ	東京都荒川区東日暮里六丁目60番10号　レインボー薬品株式会社　代表取締役　滝口健一
21292	オーソサイド水和剤８０	東京都中央区明石町８番１号　アリスタ　ライフサイエンス株式会社　代表取締役　ルドルフ・ファンハウテン
21293	楽一１５	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　廣瀬博
21294	楽一１９	〃
21295	楽一２０	〃

平成22年５月28日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
5250	ドロクロール	東京都港区東新橋一丁目５番２号　三井化学アグロ株式会社　代表取締役社長　金井健彦

平成22年５月30日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
13746	フェロディンＳＬ	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　廣瀬博

平成22年５月31日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
19002	リラークＤＦ	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　ギャビンマーチャント
19005	ブルースカイＡＬ	〃
19008	グランサー粒剤	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　廣瀬博
19011	シアノット	大阪市中央区大手通三丁目２番27号　大塚化学株式会社　代表取締役　戸部貞信
20643	ベニカＸスプレー	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　廣瀬博
20644	ベニカＸ	〃

２．農薬の種類

登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百十九号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十七条の規定を実施するため、平成十九年経済産業省告示第二百二十一号（住宅の窓を製造し、加工し、又は輸入する事業を行う者が当該窓の断熱性に係る品質の一般消費者への情報提供のための表示に関し講ずべき措置に関する指針）の全部を次のように改正したので、告示する。

平成二十二年五月二十四日　　経済産業大臣　直嶋　正行

住宅の窓を製造し、又は輸入する事業を行う者が当該窓の断熱性に係る品質の一般消費者への情報提供のための表示に関し講ずべき措置に関する指針

一般消費者の使用に供される最終製品のものである住宅の窓（一重構造のものに限る。以下同じ。）を製造し、又は輸入する事業者（以下「製造事業者等」という。）は、窓の断熱性に係る情報を有しこれについての情報提供が可能であることに鑑み、その可能な範囲内で、次のとおり、当該窓の断熱性に係る品質の一般消費者への情報提供のための表示に努めるものとする。

１　表示事項

製造事業者等が窓の断熱性に係る品質の表示を行う場合には、次に定める事項を表示すること。

⑴　日本工業規格Ａ4710の2004に定める方法又はこれと同等の方法により測定した熱貫流率（内外の温度差１度の場合において１平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値をいう。以下同じ。）

⑵　窓の断熱性に係る品質を保証する製造事業者等の氏名若しくは名称又は商標その他の当該製造事業者等を特定するに足りる事項

２　遵守事項

⑴　１の⑴の表示事項は、次の表の左欄の表示区分に応じ、同表の右欄の等級記号を用いて多段階評価により表示すること。この場合において、当該等級記号のほか、可能な場合には、熱貫流率の数値を併せて表示すること。